

# 兵庫県公報

平成27年5月29日 金曜日 第2700号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

<b>規 則</b>	
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1
<b>告 示</b>	
○ クリーニング師研修の指定（生活衛生課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
○ 歳入の徴収事務の委託（県立歴史博物館）	4
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 平成28年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	8
<b>病院局管理規程</b>	
○ 兵庫県立柏原看護専門学校学則を廃止する管理規程	9
○ 兵庫県立淡路看護専門学校学則を廃止する管理規程	9
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	10

## 公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第33号）  
避難所の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）  
道路交通法の一部改正により、自転車運転者講習に関する規定が整備されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第33号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項2中「310円」を「320円」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項2中「2,530,000円」を「2,621,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項2中「1,040円」を「1,080円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 18,300	円 23,500	円 34,600	円 41,500	円 52,600	52,600円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額
冬 季	円 30,200	円 39,200	円 54,600	円 63,800	円 80,300	80,300円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額

別表第1被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 6,000	円 8,000	円 12,000	円 14,600	円 18,500	18,500円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額
冬 季	円 9,700	円 12,600	円 17,900	円 21,200	円 26,800	26,800円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額

別表第1被災した住宅の応急修理の項2中「547,000円」を「567,000円」に改め、同表学用品の給与の項3(2)ア中「4,100円」を「4,200円」に改め、同項3(2)イ中「4,400円」を「4,500円」に改め、同項3(2)ウ中「4,800円」を「4,900円」に改め、同表埋葬の項3中「206,000円」を「208,700円」に、「164,800円」を「167,000円」に改め、同表死体の処理の項3(2)中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表障害物の除去の項2中「133,900円」を「134,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則別表第1の規定は、平成27年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第468号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、クリーニング師研修を次のとおり指定する。

平成27年5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 主催者の名称及び所在地  
 名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
 名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
 所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 3 日程、会場等  
 平成28年2月14日（日）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（クリーニング所においてのみに限る。）を取得するための研修（以下「特管物研修」という。）を含む。

開催年月日	会場名	所在地	予定人員

平成27年 6月30日 (火)	J A丹波ささやま 広域農業研修センター	篠山市大沢483—1	35人
同 年 7月16日 (木)	明石市生涯研修センター	明石市東仲ノ町6—1 アスピア明石北館	50人
同 月29日 (水)	豊岡鞆協会ホール	豊岡市大磯町1—79 じばさん但馬	50人
平成27年 8月 2日 (日)	尼崎市総合文化ホール	尼崎市昭和通2丁目7—16	60人
同 月25日 (火)	同 上	同 上	30人
平成27年 9月 6日 (日)	姫路市市民会館	姫路市総社本町112	60人
同 月30日 (水)	同 上	同 上	40人
平成28年 2月 2日 (火)	兵庫県中央労働センター	神戸市下山手通6丁目3—28	30人
同 月14日 (日)	同 上	同 上	80人

4 科目及び時間数

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
廃棄物の処理 (特管物研修のみ。)	2.0時間	2.0時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

5 受講料

研修受講料 (特管物研修を含まない。) 5,000円  
 (特管物研修を含む。) 8,000円  
 (特管物研修のみ。) 3,000円

6 受講についての問合せ先

公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
 電話 (078) 361—8097



兵庫県告示第469号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西播磨県民局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成27年 5月20日から同年 9月30日まで

3 作業地域

宍粟市の一部

兵庫県告示第470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播位置 0011号	27. 5. 18	揖保郡太子町鶴字水走り376番の一部、376番地先里道	5.00	47.13

兵庫県告示第471号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27淡路位置 0001号	27. 5. 15	南あわじ市広田中筋字森ヶ内687番1の一部、687番7の一部	4.00	35.00

兵庫県告示第472号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成27年6月12日から適用する。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「	同 下東条支店	小野市小田町	」
	同 緑が丘支店	三木市緑が丘町東	
を			
「	同 下東条支店	小野市小田町	」
	同 緑が丘支店	三木市緑が丘町東	

に改める。

兵庫県告示第473号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立歴史博物館の観覧料の徴収事務を、テルウェル西日本株式会社に次のとおり委託した。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称

- 兵庫県立歴史博物館観覧料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県立歴史博物館の利用に係る観覧料の徴収
  - 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
神戸市中央区浪花町64  
テルウェル西日本株式会社  
兵庫支店 支店長 井 上 聖 三
  - 4 委託期間  
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
  - 5 徴収の方法  
テルウェル西日本株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

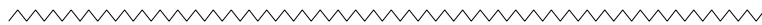
特定非営利活動促進法第44条第 1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第44条第 1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称 特定非営利活動法人NOMOベースボールクラブ
  - (2) 代表者の氏名 清 水 信 英
  - (3) 主たる事務所の所在地 豊岡市城崎町湯島1062番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、アマチュア野球の普及発展に貢献するための活動を行い、スポーツの振興をはかるとともに、野球を通じて青少年の健全育成や健康体力の向上を推進することを目的とする。
- 2 当該認定の有効期間 平成27年 5月15日から平成32年 5月14日まで



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
エ	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地	5,427	543

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第 1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3条第 3項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

平成27年5月29日（金）から同年6月17日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成27年5月29日（金）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成27年5月29日（金）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話（078）341-7711 内線2550・2551

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

平成27年7月1日（水）午後1時から同月8日（水）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

平成27年7月8日（水）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ高砂店

所在地 高砂市米田町米田新字藪下14番ほか

2 同法第8条第1項の規定により高砂市から聴取した意見の概要

(1) ごみの排出については法令を遵守すること。

(2) 留意事項として、建築確認申請提出前に消防用設備等関係について詳細な事前打ち合わせを実施すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 5月29日から 1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ溝口店

所在地 姫路市香寺町溝口864番1ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 街並みづくり等への配慮

屋外広告物条例に基づく許可申請が必要になるおそれがあるため留意すること。

(2) 開発行為に関する事項

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく手続を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年5月29日から1月間



平成28年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成28年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成27年5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 研修内容

園芸療法に関する研修

2 募集人員

- 推薦 全寮制コース 若干名
- 通学制コース 若干名
- 一般 全寮制コース 15名程度
- 通学制コース 10名程度

3 修業年限

- 全寮制コース 1年
- 通学制コース 2年

4 受講生の決定方法

- 推薦 適性検査、個人面接の結果により受講生を決定する。
- 一般 筆記試験、適性検査、個人面接・グループワークにより、受講生を決定する。

5 試験日及び会場

(1) 日程

- 推薦 適性検査、個人面接 平成27年9月1日（火）
- 一般 筆記試験、適性検査、グループワーク 平成27年10月10日（土）
- 個人面接 平成27年10月11日（日）

(2) 会場

淡路市野島常盤954-2  
県立淡路景観園芸学校

6 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 医療・福祉関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を有する者
- (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学を卒業した者及び平成28年3月卒業見込みの者
- (3) 大学を卒業した者及び平成28年3月卒業見込みの者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成28年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成28年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 応募手続

(1) 応募書類



- ア 受講願書
- イ 自己紹介文
- ウ 推薦書、園芸療法推進計画書（推薦のみ。）

(2) 応募書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、250円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

推薦 平成27年 8月10日（月）から同月17日（月）まで

一般 平成27年 9月17日（木）から同月30日（水）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、推薦は平成27年 8月17日（月）、一般は同年 9月30日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

推薦 平成27年 9月 8日（火）

一般 平成27年10月26日（月）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問合せ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号（0799）82-3455

病 院 局 管 理 規 程

兵庫県立柏原看護専門学校学則を廃止する管理規程をここに公布する。

平成27年 5月29日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

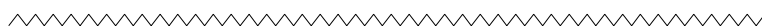
兵庫県病院事業管理規程第6号

兵庫県立柏原看護専門学校学則を廃止する管理規程

兵庫県立柏原看護専門学校学則（平成14年兵庫県病院局管理規程第23号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。



兵庫県立淡路看護専門学校学則を廃止する管理規程をここに公布する。

平成27年 5月29日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院事業管理規程第7号

兵庫県立淡路看護専門学校学則を廃止する管理規程

兵庫県立淡路看護専門学校学則（平成14年兵庫県病院局管理規程第24号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。

## 公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

兵庫県公安委員会

委員長 辰 馬 章 夫

## 兵庫県公安委員会規則第5号

## 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 運転免許（第11条の2－第26条）」を「第5章 運転免許（第11条の2－第26条）」に改める。  
第6章 自転車運転者講習（第27条・第28条）」

第1条第1項第3号を次のように改める。

(3) 兵庫県警察本部交通部交通企画課長を経由してするものは、次のとおりとする。

ア 法第74条の3第8項（安全運転管理者等に対する講習の通知）の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請

イ 法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）の規定により命令を受けた場合の当該講習の申込み  
ウ 第28条第2項に規定する自転車運転者講習終了証書の再交付の申請

本則に次の1章を加える。

## 第6章 自転車運転者講習

（受領書及び申込書の提出）

第27条 法第108条の3の4に規定する自転車運転者講習の受講命令を受けた者は、自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第68号）を提出し、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるとともに、当該講習の受講日において自転車運転者講習受講申込書（様式第69号）を提出するものとする。

（自転車運転者講習終了証書の交付等）

第28条 自転車運転者講習を受けた者に対しては、自転車運転者講習終了証書（様式第70号）を交付するものとする。

2 前項の規定により、自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第71号）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

様式第67号の次に次の4様式を加える。

様式第68号 (第27条関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

兵庫県公安委員会 様

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車  
運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令  
書を受領しました。

また、受講の日時及び場所の指定については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 次のとおり確認しました。

日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後
場所	

様式第69号 (第27条関係)

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

電 話 ( ) -

次により自転車運転者講習を受講します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 種 別 (手数料)	自転車運転者講習 (5,700円)
証 紙 貼 付 け 箇 所	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第70号 (第28条関係)

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項  
第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第71号（第28条関係）

自転車運転者講習終了証書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

電 話 ( ) -

再交付の理由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他 ( )
受講年月日	年 月 日
受講場所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

附 則  
この規則は、平成27年6月1日から施行する。